

日本年金機構からのお知らせ 離婚時の年金分割について

離婚後2年以内に請求手続きをお願いします

●「離婚分割」とは

離婚等をした際に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度で平成19年4月1日から実施された「合意分割制度」と、平成20年4月1日から実施された「3号分割制度」があります。

●「合意分割制度」とは

お二人からの請求により婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。離婚当事者は、分割することと、その按分割合に^{*1}について合意した上で、年金事務所に厚生年金の分割請求手続きを行います。請求にあたっては以下の条件すべてに該当することが必要となります。

- ・平成19年4月1日以後に離婚、または事実婚関係を解消している
- ・お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- ・請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

^{*1} 按分割合とは、離婚する当事者それぞれの標準報酬総額の合計のうち、分割を受けることによって増額となる側の分割後の持分となる割合を示したものです。

●「3号分割制度」とは

国民年金第3号被保険者^{*2}であった方からの請求により、相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ分割できる制度です。請求にあたっては以下の条件すべてに該当することが必要となります。

- ・平成20年5月1日以後に離婚、または事実婚関係を解消している
- ・平成20年4月1日以後に、お二人の一方に国民年金第3号被保険者期間がある
- ・請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

^{*2} 国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人をいいます。

お手続き等をご希望される方へ

詳しくはお近くの年金事務所、街角の年金相談センターへお問い合わせいただきますようお願いいたします。また日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）も併せてご覧下さい。

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市（区）役所または町村役場、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険証は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- ・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所へお願いします。

問い合わせ先 四日市年金事務所 TEL 353-5513 町民環境課 TEL 377-5653